

市・県民税の申告と所得税の確定申告

市・県民税の申告－受け付けは2月1日(金)から3月15日(金)まで

早めの準備で正しい申告

ことしも市役所と市内各地区の会場では市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認のうえ、最寄りの申告会場へお越しください。会場は3月になると大変込み合いますので、早めに準備をしてなるべく2月中に申告をしてください。

所得税の確定申告は
2月18日(火)から
3月15日(金)までに！



市・県民税の申告

ことしの1月1日現在市内に住んでいた人で、平成13年中に次のような所得があつた人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成13年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

- 事業所得などがあつた人
- 営業・農業・その他の事業での

所得や不動産・配当などの所得があつた人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告を)

- 給与所得者で次のいずれかに該当する人
- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- 給与所得以外に所得があつた人
- 平成13年中に退職し、ことしの1月1日現在就職していない人
- 公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人
- 公的年金などの所得以外に所得

申告は最寄りの会場で

申告は、下表のとおり各地区の会場で受け付けています。早めに準備をして最寄りの会場で申告してください。

■受付時間＝午前9時～正午、午後1時～5時(公民館は4時まで)

午前中の受付は混雑状況によって正午前に終了する場合があります。

■受け付け方法＝各会場の受付で番号札をお渡ししますので順番が来るまでお待ちください。また、申告書には住所・氏名をあらかじめ記入して押印・割り印などの準備を

【申告会場】

市・県民税の申告(農業所得を除く)

受付期日	会場
2月 1日(金)～ 2月15日(金)	市役所2階 税務課

所得税の確定申告
市・県民税の申告

2月18日(月)～ 3月15日(金)	市役所6階 中会議室
2月26日(火)	中郷公民館
2月27日(水)	八生公民館
2月28日(木)	公津公民館
3月 1日(金)	遠山公民館
3月 5日(火)	中央公民館
3月 6日(水)	豊住公民館
3月 7日(木)	久住公民館

土・日曜日、祝日は、受け付けしません。

2月1日～2月15日は、市・県民税申告(農業申告を除く)のみとなります。

があつた人

- 社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする人
- その他

市内に住んでいないが、ことしの1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

今回の申告は、平成14年度分の市・県民税を算出する基礎となります。申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類などが発行されません。必ず申告をしてください。

くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

所得税の確定申告

所得税の確定申告期間は2月16日から3月15日までですが、ことは2月16・17日が土・日曜日となるため、2月18日(月)から3月15日(金)までが申告の期間となります。

申告は、成田税務署と市役所のどちらでも受け付けますが、次に該当する人については、税務署でお願いします。

分離課税となる譲渡所得のある人

事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
青色申告をする人

申告のときに
必要なもの

印かん(ゴム製のものを除く)

給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
事業をしている人…収入や支出が分かるもの

医療費控除を受ける人…医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの

社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除を受ける人…支払い金額の確定できるもの、または証明書

障害者控除を受ける人…障害者手帳など

住宅借入金等特別控除を受ける人…住民票(本人のもの)、金融機関の残高証明書、登記簿謄本、売買契約書または賃貸契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記簿謄本と売買契約書の写しも必要)など

所得税の還付を受ける人…申告する人の預金通帳またはキャッシュカードなど振り込み先の分かるもの

農業用自動車などの控除もれの人…領収書(販売証明書)。なお、貨物・軽トラック・バンなどの場合は車検証も必要になります。手続きなどくわしくは市税務課(☎20 1513)へ。



申告期間前でも受け付けます

所得税の還付申告

還付申告は、2月18日以前でも成田税務署で受け付けていますので、なるべく2月中に申告を済ませてください。なお、左表の『広域還付申告センター』でも受け付けます。

広域還付申告センターの会場	期 間	時 間
J R 東京駅日本橋口	2月 1日(金)~14日(木)	午前9時~
都庁第2本庁舎1階	2月18日(月)~22日(金)	午後5時
立川駅北口ルミネ1階マグノリアホール	2月 5日(火)~ 8日(金)	午前10時~午後5時
横浜駅西口かながわ県民センター2階ホール	2月19日(火)・20日(水)	午前10時~
千葉駅前ばるるプラザ千葉6階	2月 4日(月)・ 5日(火)	午後4時
松戸駅西口ボックスヒル8階クリスタルホール	2月14日(木)・15日(金)	

土・日曜日、祝日を除く。正午~午後1時は昼休みとなります。

けますので、ご利用ください。センターに提出された申告書は、成田税務署へ送付されます。

「自書説明会」は
14日に市役所で

成田税務署では、所得税の還付申告書などの「自書説明会」を行います。これは、次にあげる申告書を自分で作成するための説明会で、当日会場で提出することもできます。

給与所得のみの人の住宅借入金等特別控除による還付申告書
公的年金所得のみ、または公的年金と給与所得のみの人の還付申告書

日時 2月14日(木)午前9時30分
~ 正午、午後1時~3時30分
会場 市役所6階大会議室

中途入場はできませんので、開始時刻までに必ず受け付けを済ませてください。当日は、上記の『申告のときに必要なもの』のほか、筆記用具と計算機をお持ちください。なお、個別の申告相談は行いません。

市・県民税申告、確定申告は、郵便でも提出できます。次の住所へ郵送してください。

市・県民税申告

〒286 8585

成田市花崎町760番地

成田市役所 税務課

確定申告

〒286 8501

成田市加良部1, 15

成田税務署

成田税務署へは
バスのご利用を

成田税務署には駐車場がありませんのでご注意ください。バスを利用する場合は、JR成田駅西口から千葉交通バスに乗り、「税務署前」で下車してください。

「確定申告」についてくわしくは成田税務署(☎28 5151)へ。



ペットの飼育・世話・登録など

飼い主は愛情と責任をもって



散歩のとき、引き綱とフンの始末はしっかりと

また、排せつ物は飼い主が責任をもって始末する。また、猫についても他人の敷地で排せつすることのないよう十分に注意する。

ペットも家族の一員です。愛情をもって終生飼うためにも、次の点に注意して責任をもって飼いましょう。

○ペットを飼おうとする前に、終生飼養できるか家族でよく話し合う。

○ペットの世話をよくし、鳴き声などで近所に迷惑を掛けないようにする。

○犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となるので絶対にしない。

○犬の散歩は引き綱をつけて、犬の動きを制御できる人が行う。

【相談・手続きなどの窓口】

●犬の登録に関する窓口「市環境衛生課（☎20 1531）」

●咬傷事故などの届け出「佐倉保健所（☎043 483 1137）」

●犬・猫の引き取り「動物愛護センター（☎93 5711）」

●ペットに関する各種相談「（財）千葉県動物保護管理協会（☎043 221 2364）」

老人保健

老人医療の受給者に差額ベッド料金を助成

老人保健の対象者が15日以上継続して差額ベッドを利用した場合、料金の助成をしています（ただし、本人の所得制限があります）。

●助成限度額「1日1、000円を上限として年度内30日まで」

●申請期限「差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年

お医者さんにかかるときは健康保険証と老人受給者証、健康手帳を医療機関の窓口提出してください。

お願い 健康保険証が変わったときは、病院へ行く前に必ず新しい保険証を持って保険年金課で変更の届出をしてください。

くわしくは保険年金課（☎20 1526）へ。

水道の排水作業

4日から市内各所で

市水道部では、赤水の発生を防ぐため、配水管内の排水作業を左表のとおり行います。期間中は減水、赤水になることがありますのでご協力をおねがいします。

作業予定時間は、午後10時から午前4時までです。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

排水作業日程

作業日	地区名
2月4日(月)	並木町・不動ヶ岡(そり田)地区
2月5日(火)	公津の杜地区
2月6日(水)	飯田町・不動ヶ岡・宗吾・江弁須地区
2月7日(木)	囲護台・馬橋・新町・幸町地区
2月8日(金)	美郷台・土屋地区

くわしくは市水道部工務課（☎22 0269）へ。

消火器の訪問販売

消防署の指導と偽った販売業者に気をつけて！

「町内会から依頼されて来ました」とか、「消防署からの指導です」と言っていて、設置の義務があるように思わせて、消火器を訪問販売する業者がいます。市価よりも高額で製造後数年を経ている場合もあります。また、購入後問題が生じても業者の所在は不明のケースがほとんどです。

町内会や自治会で、事前の通知もなく消火器を販売することはありません。服装やセールストークに惑わされずに、不審に思ったら購入は避けましょう。



くわしくは消費生活センター（☎23 1161）へ。

相談日

広告物を設置・表示するには許可が必要です

千葉県屋外広告物条例

広告塔、広告板、はり紙、垂れ幕、車体広告、電光二コース、アドバルーン、のぼり、アーチなどの屋外広告は、街を活気付けた

り、目的地を探す目印になったり、私たちの生活に役立っています。しかし、だれでも自由に広告物を掲げてしまうと、街や自然の景観を損ねるだけでなく、自然災害の発生による危害や交通の妨けになるなど、安全性が問題になってきます。そのため、屋外広告物には「美観風致の維持と住民に対する危害の防止」という観点から、必要な規制が設けられています。県では、「千葉県屋外広告物条例」

例を設けて規制を行っています。

市では、この条例の一部について県から事務委任を受け、条例の基準に従い許可などの事務を行っています。

良好な景観づくりのために、次の点をもつ一度チェックしてみてください。

●既に設置(表示)しているみなさんへ

○条例の基準(大きさ、色彩など)に適合していますか

○市の許可を受けていますか(一部許可が不要なものもあります)

○腐食、退色などがないようメン

テナンスしていますか

○道路など広告物を掲出できない場所に設置していませんか

●これから設置(表示)するみなさんへ

○依頼する業者は、県に広告業の届け出を済ませた業者ですか

○この条例のほか、関係法令(建築基準法など)に適合していますか

○周囲の景観などを考慮していますか

くわしくは公園緑地課(☎201562)へ。

市民相談所(☎20-1507)

市民・行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政相談 21日(木) 10時～3時

不動産相談 19日(火) 10時～正午

税務相談 19日(火) 10時～3時

外国人相談

14日(木)・28日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

26日(火) 9時～4時

市民よろず相談

16日(土) 1時～4時 成田公民館

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 14日(木) 10時～正午

住宅の電気に関する相談も含む

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 5日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 7日(木)・21日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制) 月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

窓口から

市役所の市民課窓口

毎週火曜日は
午後7時まで受け付け

毎週火曜日(祝日、年末年始は除く)は、市民課窓口の受付時間を午後7時まで延長(試行)しています。ただし、取り扱う業務は次のとおりです。内容を確認のうえご利用ください。

取り扱う業務

住民票、住所証明、年金受給者現況届証明書、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、戸籍記載事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書

なお、印鑑登録の申請、転入・転出・転居などの住民異動届は取り扱いませんのでご注意ください。

くわしくは市民課(☎201525)へ。

